

【諸般の報告・その他の関係】

問 宇野 裕委員

平成16年11月1日から、運転中の携帯電話の使用が取り締まりの対象となったが、携帯電話をラジオのわきに置いて使用した場合や、駐車場で携帯電話をかけてから道路に出た場合、信号待ちで使用している場合等はどうなのか、取り締まりの基準はどうなっているのか。

答 高木交通企画課長

運転中の携帯電話の使用については、停止中を除き、運転中に携帯電話等を手に持って通話したり、メールの送受信のために画面に表示された画像を注視した場合に取り締まりの対象となる。したがって、信号待ちで停車中の場合や駐車場で駐車中に使用しても違反にはならないが、動き出したり、道路に出た段階で違反となる。

なお、携帯電話を置いてハンズフリーで使用する場合は違反の対象とはならないが、運転中に携帯電話を使用することは、片手運転となり、運転操作が不安定となることや会話に気をとられたり、画像を注視することにより、運転に必要な周囲の状況に対する注意が散漫となる。つまり、目では前方を見ていても心の目が開いていない状態となり、大変危険な行為であるといえる。

よって、携帯電話の使用による交通事故を防止するためには、自動車を運転する際は携帯電話の電源を切ったり、ドライブモードに設定したりすることが望ましい。

---